

令和6年度ひょうごウクライナ支援プロジェクト啓発用広報媒体制作 業務委託仕様書

1 事業概要

兵庫県では「ひょうごウクライナ支援プロジェクト（※1）」として、ロシアによるウクライナ侵攻開始以降、ウクライナ国内から県内への避難民を受け入れ、生活支援等の人道支援を、ふるさとひょうご寄附金を財源に実施している。

また、阪神・淡路大震災からの復旧・復興の過程で生まれた“よりよい社会をつくる”という「創造的復興」の理念を、ウクライナのまちの復興や地域社会の再生などに活かしてもらうため、兵庫だからこその支援について有識者等による検討会を設置し、議論を重ねてきた。令和5年8月にはウクライナ国イヴァーノフランクィウシク州と、同12月にはウクライナ国ミコライウ州と「創造的復興」の理念に基づく復興支援に関する覚書を締結し、本県の強みを活かして、「リハビリテーション」分野の専門人材の受入研修を実施していくほか、子どもの交流、留学生の受入・交換、現地研修、文化・芸術交流等についても今後検討していくこととしている。

については、「ひょうごウクライナ支援プロジェクト」を県内外に広く浸透させ、ふるさとひょうご寄附金「ウクライナ支援コース」への寄附を促すため、タブロイド紙及び寄附金広報チラシを制作することとし、「ひょうごウクライナ支援プロジェクト啓発用広報媒体制作業務」を実施する。

※1 県HP参照 (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk41/ukraine/hyogo.html>)

2 委託業務名

令和6年度ひょうごウクライナ支援プロジェクト啓発用広報媒体制作業務

3 委託金額

1,800千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 実施主体

兵庫県（危機管理部防災支援課、産業労働部国際課）（以下、委託者という）

5 契約期間

(1) 契約期間 契約日 ～ 令和6年11月26日（火）

(2) スケジュール

期 日	内 容
10月末頃	契約締結、制作開始
11月上旬	ウクライナ避難民への取材
11月中旬	リハビリ研修視察団へのインタビューの掲載内容の打ち合わせ
11月中旬～下旬	校正①、校正②、校正③、色校正①
11月26日	納品

6 業務内容

以下のとおりタブロイド紙および寄附金広報チラシ制作を行う。

仕様	部数	構成
タブロイド判 頁数:4頁以上 色数:オールカラー 紙質:中質紙49g/m ² 程度	1万部 及び データ による 納品	これまでの兵庫県の施策の紹介、ウクライナ避難民へのインタビュー記事やリハビリ研修視察団へのインタビュー記事など、「ひょうごウクライナ支援プロジェクト」のPRに最も適した内容を提案・制作すること。
チラシ サイズ:A4 色数:カラー:表裏4色	データ による 納品	上記、タブロイド紙制作の際に実施したインタビューなどの内容を用いて、「ウクライナ支援プロジェクト」のPRに最も適した内容のチラシデザインを提案・制作すること。

(1) 制作物にかかる作業等

- ア 紙面企画・構成・制作業務
- イ 取材、写真撮影、画像収集業務
- ウ 掲載する施設、関係者等への原稿確認作業
- エ 収集及び撮影画像に係る関係者等への使用許諾確認
- オ 校正・校閲業務
- カ 印刷業務（タブロイド紙のみ）

(2) 条件

- ア 以下の兵庫県が策定したウクライナ支援事業に係る広報戦略を踏まえること。
 - ・コンテンツを通して「対話」する。
 - ・みんなで作る、全方位的プロジェクト
 - ・紙・web・SNSの3つを核としたメディアミックス
- イ 対象コンテンツや取材先の選定については、委託者と協議のうえ決定すること。
- ウ タブロイド紙に関しては、各ページレイアウト等を工夫し、タブロイド判の特性を活かし、手に取りやすいなど利用者目線に立った紙面とすること。
- エ 紙媒体からWEBサイトへの誘導を促す内容を含めること。
- オ 令和6年9月に来日したリハビリ研修視察団に対して、本県が実施したインタビューの文字おこし及び写真を提供するので、タブロイド紙の紙面に含めること。

7 納品方法

(1) 印刷物（タブロイド紙のみ）

① 梱包方法

- ・5,000部については、委託者が指定する角2封筒に、別途委託者が指定する資料1枚を封入（のり付けまで）した状態で納品すること。
- ・残りの5,000部については、100部ごとに小分けし、段ボール箱に梱包の上、納品すること。

② 納品先

兵庫県危機管理部防災支援課

- (2) 電子データ（タブロイド紙およびチラシ）
以下のデータ一式をデータサイズに適したメディアで納品すること。
なお、タブロイド紙配布とともにWEBやSNSでの展開を想定しているため、タブロイド紙の納品日までにデータを納品すること。
- ① PDF データ
 - ア 高画質版
 - イ Web用軽量版
 - ② EPS または ai データ
 - ③ 画像データ
 - ア 形式：JPEG、サイズ：1,600×1,200 ピクセル以上
 - イ 本事業にて新規撮影した画像は、タブロイド紙に掲載した画像に限らず可能な範囲で提供すること。なお、著作権は委託者に帰属するものとする。

8 事業実施上の留意点

- (1) 作成にあたっての留意事項
- ア 「ひょうごウクライナ支援プロジェクト」を簡潔に紹介し、ウクライナを支援したいという寄附者の意向を漏れなく拾い上げられるデザインとすること。
 - イ 制作担当者は、「ひょうごウクライナ支援プロジェクト」に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。
 - ウ 記事のライターは、上記イの知見を有することに加え、文章表現力において巧みな者を起用すること
 - エ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (2) 委託事業に要する画像
- 画像は季節や天候、制作スケジュール等の都合により撮影が難しい場合等を除き、新規撮影を原則とする。ただし、適当な画像が撮影できなかった場合等には、委託者と協議の上、受託者が所有している画像や借用画像を使用することも可とする。その際に生じる手続き等は受託者にて行うこと。
- (3) 校正・校閲
- ① 内容・文字校正：3回
 - ② 色校正：1回
- [補足事項]
- ア 校正過程における手戻りや混乱がないよう第1校のレベルに留意すること。
 - イ 最終校正は原則、紙によって行うこと。

9 契約の締結

- ア 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- イ また、本業務の目的達成のため、委託者の指示により、仕様書の内容の追加・変更を行う場合がある。

10 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

11 著作権・肖像権

受託事業者は、委託者が提供する画像等を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きを行うこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。

本事業の成果物に係る権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に受託者と協議することとする。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

12 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

13 個人情報の取扱について

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

14 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

15 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。